(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

埼玉県比企郡ときがわ町大字西平
字西谷
二七一一番二　一号
二七一一番二　二号
地先道路敷
二七一一番三　三号
二七一三番二　四号及び五号
二七一三番一　十二号から十五号まで
二七一六番　十六号から十八号まで
二七一五番　十九号
二七一四番　二十号及び二十一号
二七一二番　二十二号及び二十三号
二七〇九番一　二十四号及び二十五号
字乳児岩
二七三八番二　六号から八号まで
二七三八番五　九号
二七三八番四　十号及び十一号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

滝山・萬開沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

埼玉県比企郡ときがわ町大字五明
字万開　一六三〇番三　一号及び二号
一六三〇番二　三号から九号まで
字西比良　一九七五番　十号及び十一号
一九六五番　十二号から二十八号まで
字滝山　一六四八番　二十九号から三十三号まで
一六四七番　三十四号から五十二号まで

○東北地方整備局告示第三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月七日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
いわき市平下荒川字南作六一番一から同市平下荒川字南作四四番一まで	前	四七・八メートル～九六・六メートル	〇・三〇キロメートル
	後	四七・八メートル～九六・六メートル	〇・三〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第三十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月七日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
仙台市宮城野区小田原一丁目一八八番一から同市宮城野区小田原一丁目一九〇番八まで	前	二二・二三～三一・二八メートル	〇・〇二四キロメートル
	後	二二・二三～三一・七六メートル	〇・〇二四キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月七日

東北地方整備局長　津田　修一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	仙台市宮城野区小田原一丁目一八八番一から同市宮城野区小田原一丁目一九〇番八まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月七日

東北地方整備局長　津田　修一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
気仙沼市本吉町野々下一〇九番一から同市本吉町後田一〇番一まで	前	A　一〇・三五～五〇・四一メートル	〇・七三八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇・三五～五〇・四一メートル	〇・七三八キロメートル	
		B　九・〇五～四二・九一メートル	〇・七三六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月七日

関東地方整備局長　泊　宏

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	A　七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	
	後	A　七・一〇～一〇七・〇〇メートル	五二・九四〇キロメートル	
		B　二二・〇〇～一九四・〇〇メートル	四〇・五三四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○海上保安庁告示第二十三号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第九条の十の規定に基づき、一般財団法人新日本検定協会から登録確認機関が確認業務を行う事業場の所在地について、平成三十年三月五日から次のように変更する旨の届出があったので、同法第九条の二十一の規定に基づき、告示する。

平成三十年三月七日

海上保安庁長官　中島　敏

変更する堺事業所の所在地

変更後	変更前
大阪府高石市羽衣五丁目一三番一四号	大阪府高石市高師ノ浜一丁目一番二六号